

# ドリームスサッカークラブ規約 2017

<http://dreamssc.sakura.ne.jp/>

[info@dreamssc.sakura.ne.jp](mailto:info@dreamssc.sakura.ne.jp)

# ドリームスサッカークラブ規約

---

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本クラブは、ドリームスサッカークラブ（略称ドリームス SC）と称する。

第2条 事務局は代表宅または、代表の指定するところに置く。

## 第2章 目的

第3条 本クラブは、サッカーを通じて児童の健全育成に努め、併せて地域のサッカー愛好家の親睦と情報交換ならびにサッカー競技の普及と発展を図ることを目的とする。

## 第3章 活動内容

第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. サッカーの練習会・研修会
2. 他クラブとの交流会・合宿等
3. 各種サッカー競技会への加盟
4. その他、クラブの目的を達成するために必要なこと

## 第4章 会員

第5条 本クラブはクラブの目的を理解し、規約を認め、所定の手続きを経て入会した次の会員からなる。

1. クラブ会員
2. 指導者会員

第6条 クラブ会員とは原則として大田区在住の小学生で、入会金を納めた者をいう。

第7条 指導者会員とは、規約を認め指導方針に賛同する18歳以上の者で、指導者会議で承認された次の指導者、世話人をいう。

1. 指導者－ 監督、ヘッドコーチ、コーチ、審判部員
2. 世話人－ 代表、副代表、会計、会計監査

## 第5章 入・退会及休会、除名

第8条 入会を希望するものは、所定の入会申請書を代表に提出し、役員会の承認を得て会員とする。

第9条 退会を希望するものは、所定の退会申請書を代表に提出し、その時点で会員でなくなる。

第10条 1ヶ月以上の長期間の休会をする時は、必ず代表まで連絡すること。

第 1 1 条 本クラブの名誉を著しく毀損した場合、また規約に違反する行為を行いこれを改めない場合は、役員会の決定により、会員を除名することができる。役員会は、指導者会議にこれを報告しなければならない。

## 第 6 章 会計及び入会金・会費

第 1 2 条 本クラブの経費は、会費、その他をもってあてる。

第 1 3 条 入会金は 3 0 0 0 円とし、入会時に納入するものとする。ただし、入会しようとする者の兄弟がクラブ会員として在籍している場合は免除される。

第 1 4 条 会費は月 2 5 0 0 円とし、1 年分を一括納入するものとする。なお、スポーツ保険加入料については、別途納入するものとする。

第 1 5 条 本クラブの会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。

第 1 6 条 会計報告は、毎年 1 回の指導者会議及び保護者説明会にて報告するものとする。

第 1 7 条 本会の運営において経費に不足が生じた場合、不足分は臨時徴収するものとする。

## 第 7 章 運営及び役員

第 1 8 条 運営及び役員

1. 本クラブ運営は、指導者会議により行われる。
2. 本クラブは次の役員を置く。
  - ①代表 1 名
  - ②副代表 1 名
  - ③監督 1 名
  - ④ヘッドコーチ 若干名
  - ⑤会計 若干名
  - ⑥会計監査 若干名
3. 役員は年度末の指導者会議で選出され、任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第 1 9 条 役員は次の職を行う。

1. 代表は本クラブを統括・代表し、指導者会議及び役員会の議長を務める。
2. 副代表は、代表を補佐し、必要がある場合は代行する。
3. 監督は、指導者を代表しクラブ会員の指導についての一切の責任を負い、コーチ会議の議長を務める。
4. ヘッドコーチは、監督を補佐し、必要ある場合は代行する。
5. 会計は、クラブの金銭収受を担当し、その結果を年 1 回、会員及びクラブ会員の保護者に報告する。

6. 会計補佐は、会計が行った金銭収受内容を監査し、その結果を会員及びクラブ会員保護者に報告する。

## 第8章 会議及び保護者説明会

第20条 会議は、指導者会議、役員会、コーチ会議とし、代表が指導者会議及び役員会を、また、監督がコーチ会議を招集する。

第21条 指導者会議は次の通り行う。

1. 指導者会議は、指導者会員にて構成し、舞年度末に開催し、必要に応じて臨時指導者会議を開催する。
2. 指導者会議では、クラブの運営方針・事業計画の決定、予算・決算の決定・承認、規約の改定、指導者会議の承認、役員を選任、会費の改定、その他重要事項について決定する。
3. 指導者会議は指導者怪異の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員の過半数(委任状を含む)をもって決議する。

第22条 役員会は、役員にて構成し、クラブの運営方法等を協議の上、決定する。役員会は、原則として各学期1回（年3回）程度実施する。

第23条 コーチ会議は監督・ヘッドコーチ・コーチ・審判部員にて構成し、指導方法・内容について協議の上、決定する。コーチ会議は原則として各学期1～2回（年3～6回）程度開催する。

第24条 代表はクラブ会員の保護者を対象に、原則として年1回以上保護者説明会を開催し、本クラブの役員体制、運営方針及び指導方針、運営状況、活動状況を報告しなければならない。

## 第9章 事故の補償

第25条 事故の補償

1. クラブの活動中に発生した、練習及び試合中の負傷・死亡事故・盗難・交通事故・器物破損事故等による責任は、本クラブの加入するスポーツ傷害保険ならびにリーダー保険で適用される範囲外は、本クラブならびに本クラブ関係者（本クラブ指導者、クラブ員、対戦相手、審判等）は一切責任を負わないこととする。
2. 保険引受会社及び内容に関しては変更になる可能性がある。なお、変更があった場合はHP等を通じて会員に知らせるものとする。

## 第10章 規約改正

第26条

この規約は、指導者会議において出席者の三分の二以上の賛成を得なければ、これを変更することはできない。

## 第1章 個人情報の提供に関して

### 第27条

本クラブは「個人情報保護法」に基づき、クラブ会員（以下「会員」という）及び体験入会者よりご提供いただいた個人情報(以下「個人情報」という)を同意された会員につき以下の利用目的につき適切に使用します。

1. サービスをお受けになる際のご本人であることの確認
2. 事務連絡等のお知らせ
3. 会員への継続手続きのお知らせ
4. 弊クラブの試合、イベント等のお知らせ
5. その他、新しいサービスや情報等のお知らせ
6. 弊クラブの参加大会等における申込書及びメンバー表への記載及びプログラム等への掲載
7. 弊クラブの参加するトレセン等へのセレクション及び派遣時の申請等への使用
8. 弊クラブの所属する団体主催大会に於ける組合せ表や表彰結果などの、新聞、雑誌、テレビ、並びに掲載許可したホームページへの掲載
9. 弊クラブの広報活動における、新聞、雑誌、テレビ、並びに掲載許可したホームページへの掲載

### 第28条

本クラブ会員及び指導会員は、ガイドブックに記載されている個人情報及び活動によって知りえた個人情報に関しては、その目的において使用をし、保管に関しては適切に管理を実施し、第三者への情報流出等を防止する義務がある。

[附則]

- 1) 本規約は、1994年1月23日より施行する。
- 2) 本規約は、1996年3月10日に改正し、同日より施行する。
- 3) 本規約は、2002年11月15日に改正し、同日より施行する。
- 4) 本規約は、2003年4月19日に改正し、同日より施行する。
- 5) 本規約は、2009年3月14日に改正し、同日より施行する。
- 6) 本規約は、2017年4月14日に改正し、同日より施行する。